

学校からの確認事項

- (1)負傷したり病気になったりしたときは、担任および養護教諭に申し出て手当てをうける。
- (2)物を紛失したり、拾ったりした場合は担任または係の先生に届ける。
- (3)公共物を破損した場合は必ず担任に申し出て指示をあおぐ。過失がある場合は、弁償する。
- (4)火災・地震など緊急時の場合はまず身の安全を確保し、指示に従い素早く非難する。
- (5)欠席・遅刻・早退の場合は、基本は「teturu」を通じて8時10分までに連絡を入れる。緊急な場合や、止むを得ない場合は電話で連絡を入れる。
- (6)安全上の理由から原則として再登校は認めない。
- (7)自転車通学は原則として認めない。ただし、特別な場合は先生に申し出る。
- (8)学割が必要な場合は担任に申し出る。(片道100キロ以上の場合)
- (9)忌引きの場合は保護者またはそれに代わる方が担任に申し出る。出席停止の期間は原則として以下の通りになる

父母：7日以内 祖父母：3日以内 兄弟姉妹：3日以内 伯叔父母：1日

ただし出席停止となるのは連続して休んだ日（遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する実日数を加えた日数の範囲内）となる。

- (10)登下校の暑さ対策として、帽子や日傘を使用して良い。また寒さ対策として、マフラーや手袋、ニット帽子を使用しても良い。
- (11)出席停止扱いとなる感染症例

感染症の種類	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
溶連菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
感染性胃腸炎	
マイコプラズマ感染症	
帯状疱疹	
単純ヘルペス感染	
手足口病	

※出席停止となるのは、連続して休んだ日となる。上記記載以外の感染症に関しても、出席停止となるものがある。